



小坂町地域おこし協力隊

熊澤 圭祐さんの

協力隊コラム

一粒の実になって



3月末で協力隊3年の任期が終了します。私のコラムも今回で最後になります。

この3年間で活動を通じ、ぶどう栽培やワイン醸造のノウハウをいろいろと学ばせていただきました。

1年目はとにかく作業を覚えることに必死で、ぶどうの実がなかったらどうしよう、ワインが腐ってしまっていたらどうしようと不安な気持ちでいっぱいでした。ちゃんとぶどうの実になった時はとても嬉しかったことを覚えています。

2年目以降は作業も一通り覚え、時には不安な気持ちになることもありましたが、楽しんで作業することができました。ただ、その一方で失敗もたくさんしました。こうして思い起こすと実は失敗ばかりが思い出されます。

隊員期間中の小坂町の暮らしでは多くの人たちにお世話になりました。いろいろなお野菜をいただいたり、飲み会や遊びに誘っていただくなど、昔からこの町に住んでいたような錯覚を起こすほど、すぐに溶け込むことができました。この場を借りてお礼を言わせていただきます。本当にありがとうございました。

これからも引き続きぶどう栽培やワイン醸造に携わっていくことになりますので、今後ともよろしくお願いします。



町営住宅入居者募集

3月21日(金)締め切り

	けやき宿舎 (町単独住宅)
住戸番号	503号
単身入居	○
間取り	3DK
所在地	小坂字下前田 35番地1
建物概要	RC造5階建て5階 39戸1棟
月額家賃 (敷金なし)	I 14,100円～Ⅷ37,400円 家賃は所得により決定 駐車場使用料別途 共益費別途
その他	—
申込方法	「町営住宅入居申込書」に入居予定家族全員分の「住民票」、「所得・課税証明書」、「完納証明書」を添えて建設班にお申込みください。

■お問い合わせ先 建設課建設班(TEL29-3910)

令和7年度・令和8年度 小規模修繕等 契約希望者登録制度について

町が発注する小規模な修繕等について、建設業者等級格付名簿に申請することが困難な町内小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的な活用により町内経済の活性化を図ることを目的とした制度です。

■対象となる小規模修繕

1件の金額が50万円以下(消費税及び地方消費税の額を含む)

■登録できる方

町内に本店を有する法人または町内に住所を有する個人事業主で、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。

■申請書類〔(1)、(2)、(6)の様式は建設課にあります〕

- (1) 小規模修繕等契約希望者登録申請書
- (2) 契約実績報告書
- (3) 希望素津業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- (4) 法人の方は商業登記簿謄本(法務局で発行)
個人の方は身分証明書(町民課窓口で発行)
- (5) 令和5年度納税証明書(町民課税務班で発行)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

■申込み・お問い合わせ先 建設課建設班(TEL29-3910)